

掛川市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項に規定する認可をしたので、下記1のとおり公告するとともに、同法第9条第3項の図書を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年11月27日

掛川市長 松井 三郎

1 公告事項

(1) 土地区画整理事業の名称

掛川市下垂木一丁田地区土地区画整理事業

(2) 施行者の名称

株式会社ビルド21

代表取締役 藤井 啓介

(3) 施行者の住所

浜松市東区原島町39番地

(4) 事務所の所在地

施行者の住所と同じ。

(5) 事業施行期間

平成30年3月5日から令和3年3月31日まで

(6) 施行地区

掛川市下垂木字一丁田1874番2外49筆、家代字大苗代20番外16筆

(7) 施行認可の年月日

平成30年3月5日

(8) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(9) 変更認可の年月日

令和元年11月19日

(10) 公告の方法

掛川市役所掲示場に掲示する。

2 公衆の縦覧

(1) 縦覧に供する書類

掛川市下垂木一丁田地区土地区画整理事業施行認可申請図書

(2) 縦覧期間

事業施行期間と同じ（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）。

(3) 縦覧の場所

掛川市役所都市建設部土木課

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1